

環境問題における司法アクセスと NGO の役割

Access to justice in Environmental matters and the role of NGOs

弁護士/エコフォーラム ヨアンナ・コーネリウス

1992年のリオ宣言第10原則は、環境問題に効果的に対処するために説明責任制度の存在を不可欠なものとして強調している。同原則は次のように規定する。すなわち、環境問題は、それぞれの場で、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内では、各個人が環境関連情報を適正に入手し、各国は情報を広く利用可能なものとするにより、国民の啓発と参加を促進かつ奨励し、補償と救済を含む司法手続及び行政手続に対する実効的な参加の権利が与えられなければならない。第10原則は、1998年の UNECE によるオース条約の成立に貢献した。同条約は、健全な環境に対する権利を認識し、その権利の保護に寄与するために、情報へのアクセス、市民参加及び法的審査手続へのアクセスについて最低基準を設けた。

市民及び NGO の役割は、環境上の要求を遵守させる上でますます重要となる。われわれは、環境の悪化と新たに高まりを見せつつある健康に対する危険を認識している。アクセス権は、環境について代表性を有し、衡平かつ実効的な意思決定の中心をなし、環境法のより効果的な実施を導き、不正と濫用を最小化する。情報へのアクセスは、有意義な参加のために必要とされ、決定過程に参加する市民の意欲を掻き立てる。市民参加へのアクセスは、意見表明の機会を付与し、それにより環境問題に関する決定を向上させ、決定の受容・遵守を増進させる。オース条約の第3の柱である司法へのアクセスは、情報アクセスの決定に対して生じる場合を包含する。このことは環境に影響を及ぼすプロジェクトの決定についても同様である。さらに同アクセスは、私人及び公的機関の作為・不作為について争うための権利を付与している。同アクセスは、市民が国家機関、事業者及び個人に説明責任を課すことを許し、情報及び参加の権利を保護するために不可欠となる。その基本的原理は、公正な結果を得るための手段、決定を審査する手続、裁判所又は行政機関で手続を開始するための争訟適格を提供し、手続のコストやスケジュールの基準設定を行うことである。

環境法は諸利益の優先・衝突・調整に関係する。決定手続及び結果に対する信頼は、意思決定過程に参加する機会を誰が有しているかによって決まる。それ故、司法アクセスは、環境に影響を及ぼす決定の正当性・効率性の点で重要となる。裁判所における法的争いが環境上の要求を尊重し、判例法理により環境法の解釈が提供されることで法的枠組が強化される。司法アクセスに対する制約によって、実質的に、多くの国では、情報へのアクセス、市民参加、環境保護及び法の支配が妨げられている。決定は、透明性、包括性及び説明責任といった諸原則なくしては、環境に損害を及ぼし、持続不可能となる公算をさらに高める。環境を保護し環境民主主義を保証するための NGO の活動は、単に国内のみならず国境を超えて(例えば、EC)、国際的に展開される必要がある。市民社会は、国境を越え、国際的な性格を有する法を執行するために、欧州司法裁判所や国際的な申立手続等への訴えを可能にすることが必要である。オース条約遵守委員会は、オース条約及びアクセス権の効果的な履行に関し、近年重要性を帯びてきている。